

第5次日田市行政改革大綱

第5次日田市行政改革第2期実行プラン

令和4年度 取組状況報告書

大分県 日田市

令和5年8月

<目次>

1. 第5次日田市行政改革大綱	1
2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制	1
3. 第5次日田市行政改革大綱（第2期実行プラン）の体系	2
4. 令和4年度取組の進捗状況	2
5. 各実施事項の取組状況	3
基本方針Ⅰ．効率的・効果的な行政運営	3
基本方針Ⅱ．行政サービスの質の向上	4
6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について	5

1. 第5次日田市行政改革大綱

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」）の基本原則に基づき、昭和60年以降、4次にわたる「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、市民との協働の推進等の行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかし、市政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいは産業構造の変化等に伴い、市の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行政運営において、市民福祉の向上や地域課題などへの対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした運営への変革が必要となっています。

このような状況の中、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、自主財源の確保に直結する市税の適正な課税や徴収率向上のための取組、公共施設の計画的な管理だけではなく、市民協働によるまちづくりや地方創生に向けた取組が必要であり、それらを実行するため、平成29年度に第5次日田市行政改革大綱の策定を行いました。

この大綱では、平成30年度から令和9年度の10か年間にかけて7の推進項目を定め、令和2年度から令和5年度の4か年（第2期実行プラン）においては32の実施事項に取り組み、行政改革を推進していきます。

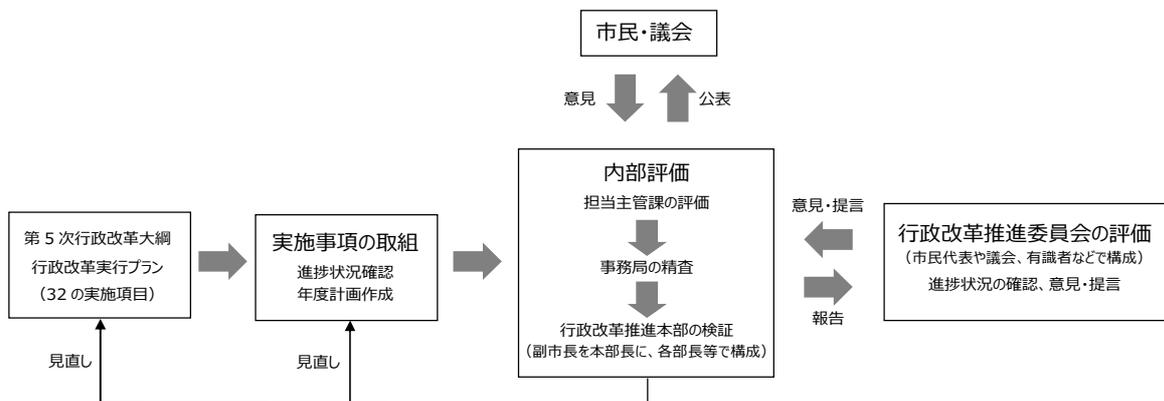
また、第5次行政改革大綱では、行政サービスの質の向上に繋がる取組が重要と捉え、改善目標額の設定は行わず、実行プランの実施事項ごとの実施内容や各年度の取組等の進捗状況を毎年度取りまとめて、進行管理を行います。

計画期間

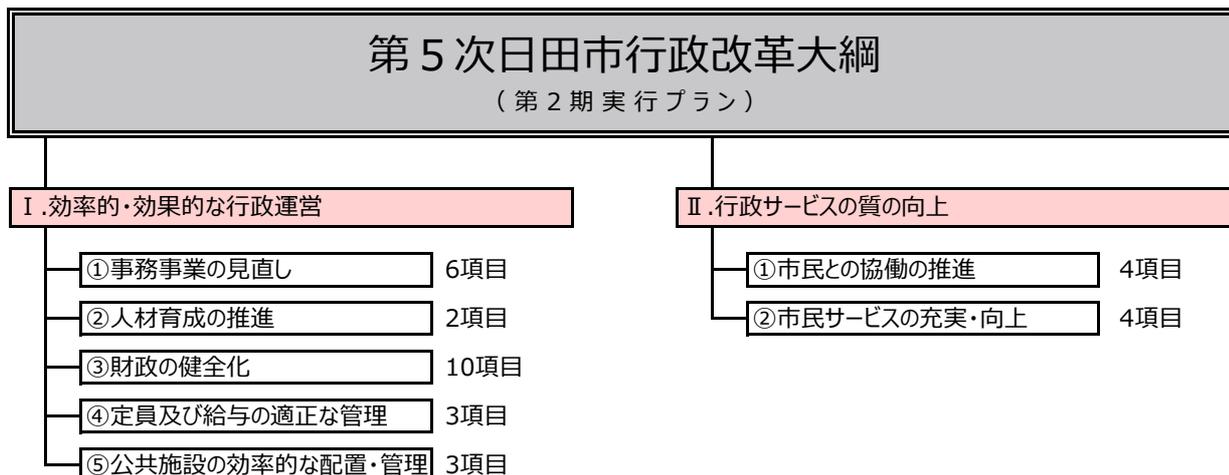
	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
総合 計画	第6次総合計画										
	基本計画（第1期）			基本計画（第2期）				基本計画（第3期）			
行政 改革 大綱	策定	第5次行政改革大綱									
		実行プラン （第1期）	実行プラン （第2期）				実行プラン （第3期）				

2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制

第5次日田市行政改革大綱については、各部（各部課）が第5次日田市行政改革実行プランに基づき、当該年度の取組計画を作成し主体的に推進するとともに、副市長を本部長とする「日田市行政改革推進本部」で推進状況及び進捗状況の確認を全庁的に行います。また、その結果を市民・市議会に公表するとともに、「日田市行政改革推進委員会」に報告し、様々な意見の集約に努め、以後の取組等に反映させていきます。



3. 第5次日田市行政改革大綱（第2期実行プラン）の体系



4. 令和4年度取組の進捗状況

- ・「第5次日田市行政改革大綱」（H30～R9年度）の令和4年度の実施事項の進捗状況は以下のとおりです。
- ・第2期実行プランに位置付けている32の実施事項（79の取組）のうち、**約9割の取組（69の取組）について「実施・達成」**の評価となっています。
- ・未実施・未達成（6の取組）の主な取組は、「**No.21 公共施設等総合管理計画の推進**」「**No.31 広聴活動の充実**」となっています。
- ・個別の実施事項の進捗状況は別冊の進行管理シートを確認ください。

	推進項目	取組数	実施状況				
			実施	達成	一部実施	未実施	未達成
1.	効率的・効果的な行政運営	54	42	4	4		4
	1 事務事業の見直し	14	13		1		
	2 人材育成の推進	4	4				
	3 財政の健全化	22	15	4			3
	4 定員及び給与の適正な管理	10	9		1		
	5 公共施設等の適正な配置・管理	4	1		2		1
2.	行政サービスの質の向上	25	22	1		1	1
	6 市民との協働の推進	15	13	1			1
	7 市民サービスの充実・向上	10	9			1	
合計		79	64	5	4	1	5
		100.0%	81.0%	6.3%	5.1%	1.3%	6.3%

5. 各実施事項の取組状況

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進 項目	NO	実施事項	R2取組			R3取組			R4取組					R5取組			進行管理 シート ページ 番号	
			実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	達成	一部実施	未実施	未達成	実施	一部実施	未実施		
1. 事務事業の見直し			13	1		11	3		13		1							
	1	行政評価システムの見直し・改善	3			1	1		3									1
	2	公文書管理方法の見直し	2	1		2	1		3		1							3
	4	組織・機構の計画的な見直し	1			1			1									5
	33	デジタル技術を活用した行政事務の効率化	2			3			3									7
	34	一課一改善運動の推進	2			2			2									9
	35	実施計画策定方法の見直し	3			2	1		1									11
2. 人材育成の推進			2	1	1	4			4									
	5	人材育成の推進		1	1	2			2									13
	6	職員提案制度の推進	2			2			2									15
3. 財政の健全化			16	3	5	14	2	5	15	4			3					
	7	財務書類等を活用した適正な財政運営	4		1	4		1	2	2			1					17
	8	補助金の適正化	2			1			1									19
	9	施設使用料の見直し		1	2		1	2	3									21
	10	使用料・手数料の見直し	1			1			1									23
	11	有料広告事業の活用	2			1			1									25
	12	税の徴収率の向上			1	1				1								27
	13	第三セクターの見直し	2			1			1									29
	14	ふるさと納税の促進	1					1					1					31
	15	上下水道の整理合理化	2			2			2									33
	16	上下水道料金の徴収率の向上及び料金の見直し	2	2	1	3	1	1	4	1			1					35

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	NO	実施事項	R2取組			R3取組			R4取組					R5取組			進行管理シート ページ 番号	
			実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	達成	一部実施	未実施	未達成	実施	一部実施	未実施		
4. 定員及び給与の適正な管理			12			10		1	9		1							
	18	定員管理の適正化	4			3			3									37
	19	給与の適正な管理	1			1			1									39
	20	時間外勤務の縮減	7			6		1	5		1							41
5. 公共施設等の適正な配置・管理			3	2	1	2	2	1	1		2		1					
	21	公共施設等総合管理計画の推進	1	1	1		1	1			1		1					43
	22	指定管理者制度活用の適正化	1			1			1									45
	23	老人福祉センターの民間委託の推進	1	1		1	1				1							47

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	NO	実施事項	R2取組			R3取組			R4取組					R5取組			進行管理シート ページ 番号	
			実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	達成	一部実施	未実施	未達成	実施	一部実施	未実施		
1. 市民との協働の推進			13	1	1	13	1	1	13	1			1					
	24	NPO等との協働の推進	3			3			3									49
	25	新しい公共の推進	2	1		2	1		3									51
	26	情報提供の充実	3			3			3									53
	27	自主防災組織体制の強化	5		1	5		1	4	1			1					55
2. 市民サービスの充実・向上			6	1	2	7		1	9			1						
	29	窓口業務の効率化	2	1		3			3									57
	30	緊急時の情報伝達手段の充実	3		1	2			2									59
	31	広聴活動の充実	1		1	1		1	1			1						61
	36	デジタル技術を活用した市民サービスの提供							3									
	32	水郷TVと民間ケーブルテレビとの一元化の検討				1												

各実施事項の取組状況	R2取組			R3取組			R4取組					R5取組		
	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	達成	一部実施	未実施	未達成	実施	一部実施	未実施
実施状況の合計	65	9	10	61	8	9	64	5	4	1	5			
取組数合計	84			78			79							
達成率	77.4%	10.7%	11.9%	78.2%	10.3%	11.5%	81.0%	6.3%	5.1%	1.3%	6.3%			

6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
1. 事務事業の見直し	【No.2】 公文書管理方法の見直し (4ページ)	総務課	【目標に向けた取組】 ○歴史的公文書の選別による保管方法の決定 【継続的な取組】 ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの更新 ○電子決裁の継続運用	【目標に向けた取組】 ○ 歴史的公文書の選別による保管方法の検討 【継続的な取組】 ○歴史的公文書の選別基準に基づくリストの更新 ○電子決裁の継続運用

変更理由

歴史的公文書の保管方法の検討の前提となる全庁における歴史的公文書の総量を把握するのに時間を要するため。

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
3. 財政の健全化	【No.12】 税の徴収率の向上 (28ページ)	税務課	○徴収率目標値 97.43%	○徴収率目標値 97.49%

変更理由

令和4年度の徴収率が97.48%となり、令和5年度目標値（97.43%）を達成したため、目標値の見直しを行うもの。

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
5. 公共施設等の適正な配置・管理	【No.23】 老人福祉センターの民間委託の推進 (48ページ)	老人福祉センター	【目標に向けた取組】 ○業務委託の準備	【目標に向けた取組】 ○ 業務委託の方向性を決定する

変更理由

高齢者の生きがいづくりの場が多様化していることや就業している方が増えていることから、高齢者の現状に応じた施設の適正な管理運営と設置目的に沿った効果的な取組を進めるには、民間委託の有無も含めて再検討し、業務委託の方向性を決定する必要があるため。

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
6.市民との協働の推進	【No.24】 NPO等との協働の推進 (50ページ)	まちづくり推進課	【継続的な取組】 ○新たな協働事業の実施 ○NPO等に関する講座の開催 ○伴走型支援の実施（2団体）	【継続的な取組】 ○新たな協働事業の実施 ○ まちづくり活動交流会の開催 ○ 外部アドバイザーによる相談支援の実施

変更理由

協働の担い手となる団体の育成とNPOの相談に幅広く対応するため、支援内容をNPO同士の交流を促進する取組や外部アドバイザーによる相談支援の取組に変更する。

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
7.市民サービスの充実・向上	【No.29】 窓口業務の効率化 (58ページ)	総務課	【目標に向けた取組】 ○窓口支援システム導入による問題検証 ○申請等手続きの簡素化（マイナポータル利用等）の拡大運用	【目標に向けた取組】 ○窓口支援システム導入による問題検証 ○申請等手続きの簡素化（マイナポータル利用等）の拡大運用 ○ 死亡後の手続きにおける窓口支援システムの導入

変更理由

死亡後の手続きにも窓口支援システムを拡大し、手続きの軽減を図ることで、市民の利便性の向上と窓口業務の効率化を図るため。

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
7.市民サービスの充実・向上	【No.31】 広聴活動の充実 (62ページ)	地方創生推進課	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○出前懇談会の実施	【継続的な取組】 ○陳情・要望に対する適切な対応 ○ 新たな市民の意見聴取の手法を検討

変更理由

出前懇談会については、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和元年度以降開催できていないことや市民の市政への参画をさらに促していくため、新たな市民の意見聴取の手法について検討を行っていくため。

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	実施事項	担当課	令和5年度取組	
			変更前	変更後
7.市民サービスの充実・向上	【No.36】 デジタル技術を活用した市民サービスの提供 (64ページ)	情報統計課	【目標に向けた取組】 ○キャッシュレス決済に対応する業務の拡大 ○電子申請に対応する業務の拡大 ○オンライン自動対応システムの拡張	【目標に向けた取組】 ○キャッシュレス決済に対応する業務の拡大 ○電子申請に対応する業務の拡大 ○オンライン自動対応システムの拡張 ○ 住民向け地図情報システムの構築・公開

変更理由

令和5年度に住民向け地図情報システムを新たに構築し、市民サービスとして提供するため、記載を追加するもの。